

森林資源を活用した林業の所得向上

○島内で生産された素材・製材品の島内外への出荷の拡大・協定販売に取り組みます。また、木質資源を有効に活用するため木質バイオマス用の新たな施設への支援及び未利用材等の活用を図ります。対馬しいたけのブランド化のため、市及び関係機関と連携し、生産・販売を支援します。

目指す取組

- 原木供給窓口の一本化・中間土場等の確保整備による、木材の安定供給及び協定販売
- 高性能林業機械の導入・リースや路網整備による生産コストの低減
- 対馬しいたけの品質の向上・販路の確保及び価格の安定



原木しいたけ発生状況

Ⅲ-2 農林業・農山村の暮らしを支える環境整備

①農山村の持つ多面的機能の維持

- 「中山間地域等直接支払制度」「多面的機能支払制度」の取組組織への支援を進め、活動の継続・拡大に努めます。
- 放牧の推進による農地集積、耕作放棄地解消を進めます。

②安全安心で快適な地域づくり

- 鳥獣による農作物等の被害状況を把握しながら、対馬市等と連携し被害対策事業等を総合的に推進します。また、持続的に被害防止に取り組む集落の拡大を図り、被害低減につなげます。
- 鳥獣害対策の集落間の連携を図るためA級インストラクター育成や捕獲隊設立支援を進めます。
- 環境保全型農業直接支払交付金等の事業を活用し、有機・特別栽培の面積拡大を図ります。
- 森林の持つ公益的機能を維持し、山地災害から住民の暮らしを守るため保安林の指定、及び治山事業の実施を推進します。



しいたけ収穫体験

	現 況	目 標	現況年度
有機・特別栽培の実面積 (ha)	29	45	H26
イノシシ被害防止重点指導 (地区数)	86	98	H26
特別栽培農産物等取組集団数 (組織数)	2	3	H26
山地災害危険地区Aランクの着手 (箇所)	80	95	H26

第6章

活性化計画の達成に向けて

- 関係者の役割
- 効果的な推進に向けて



関係者の役割

本計画が目指す「本県農林業・農山村の将来の姿」を実現するためには、生産者である農林業者はもとより、県民や関係団体、関連事業者、行政など食料・農林業・農山村に関係する者が、共通の理解を持ち、それぞれの役割に応じた積極的な取組が基本と考えています。

農林業者の役割

本計画の目標を達成するためには、農林業者一人ひとりが、安全・安心な食料供給や県土保全に重要な役割を果たしていることに誇りを持ち、自らの創意工夫や経営感覚によって、産業として成り立つ経営に意欲的に取り組むことが基本です。

消費者との交流等を通じて県民の農林業・農山村への理解を深める活動を積極的に実践するとともに、若者に魅力ある産業として、また、雇用の場として情報発信できる経営体として発展することが期待されています。

また、地域社会の形成に積極的に取り組み、集落機能を維持し、農山村が持つ多面的な機能を将来の世代に確実に継承していく役割も期待されています。

県は、このような意欲ある自立した取組に対し、積極的に支援していきます。

積極的な県民参加

農林業・農山村は、安全・安心な食料供給とともに、水資源のかん養など多面的な機能を果たしています。その持続的な発展を図るためには、県民一人ひとりが農林業・農山村を共通財産として将来に引き継いでいくという認識を持ち、積極的に応援・参加していくことが基本と考えています。

地産地消や日本型食生活など消費生活を通じた県産農林産物の活用、生産者や農山村と県民の交流による相互理解、農山村や山林の保全活動等への積極的な参加が期待されています。

県は、農林業・農山村に関する情報の提供を積極的に行うとともに、交流や対話の機会を設け、県民が参加しやすい環境づくりを進めていきます。

農林業団体等の役割

農業協同組合や森林組合などの団体は、それぞれの役割や機能に応じ、地域に根ざした組織として、消費者や関連産業等との連携を図りながら、担い手育成、産地形成、販路拡大、農山村地域の活性化などに中心的な役割を果たすことが求められています。

県は、本計画の目標達成に向け、農林業団体等と一体となって施策を推進していきます。

関連事業者の役割

産地と消費者をつなぐ流通関係者や食品産業、木材産業等の事業者は、多様化・高度化する消費者ニーズを的確に捉え、本県農林産物の積極的な販売・利用促進や県内外への情報発信等を通じて、「ナガサキブランド」の確立や県産農林産物を活用した加工品の開発・販路開拓等が期待されています。

県は、農林業者及び団体と関連事業者とのマッチングを進め、共同した取組に対し、積極的に支援していきます。

市町の役割

市町村合併が進み、地方分権の流れの中で、市町への事務・権限委譲が促進されたことで、市町の地域農林業・農山村振興に果たす役割はさらに重要となっています。

市町は、地域住民と直接、接する身近な行政機関として、地域の特性やニーズに応じた住民本位の政策を、主体的に展開していくことが期待されています。

県は、市町としっかりとスクラムを組んで、本計画の方向に沿った市町の創意に基づく自主的な取組が効果的に展開されるよう支援していきます。

効果的な推進に向けて

施策の評価と見直し

本計画に基づく施策等を効果的に実施していくため、総合的かつ横断的な取組が可能となるよう努めるとともに、計画的な推進を図るためにも、園芸や畜産など個別の施策計画を作成し、これに基づいた事業を積極的に展開していきます。

また、施策の進捗状況等について、毎年度検証・評価等を行い、評価結果やTPP等の農林業情勢の変化に基づき、必要に応じて事業の見直しを行います。

さらに、施策の評価については、具体的な目標指標を設定した定量的評価を実施し、県民にわかりやすい施策効果の説明に努めます。

推進体制

本計画を効果的、効率的に推進するため、多方面からの意見を聞き施策に反映する機会として、第三者委員会を設置するとともに、県及び地域段階に、市町、農林業団体、商工団体、農林業者、消費者等で構成する推進会議を設置し、各関係機関・団体、県民一体となった計画推進に努めます。

また、県及び地域段階で各関係機関・団体で構成する地域就農支援センターや担い手育成総合支援協議会など各種協議会活動と連携して、施策の効率的・効果的に推進します。

国の制度の活用

本計画を効果的に推進するためには、国の支援制度を最大限活用することが不可欠です。本計画の目標達成に向けて最大限に活用していくため、本県農林業・農山村の実情に応じた農林施策の推進や予算の確保について、国に対する働きかけに努めます。

